

農業委員会事務局の目標（平成19年度）

農業委員会事務局長 佐藤 悦朗

1 課の役割

農業委員会は、農業生産の基盤となる優良農地を守り、農地の有効利用を図るため、農地の売買や転用等について審査し、適正な執行を図るとともに、行政庁に対し建議を行い指導助言を行っている行政委員会です。

事務局では、それら農業委員会業務の円滑な運営と適正な管理執行を行う役割を担っています。

2 個別事業とその目標

1 農業委員の資質向上

農業者の代表である農業委員として知識を深め、意識の向上を図るとともに、農地を守るという重大な任務と役割を充分理解し、農家の世話役となることを目的として、千葉県農業会議及び印旛農林振興センターの職員を講師として迎え、町農業委員会主催による研修会を定期的で開催していきます。

また、千葉県農業会議及び千葉県等の主催による研修会に積極的に参加します。

2 農地法等による農地の利用の適正化

毎月実施する農業委員会総会に、農地法による許認可及び農業経営基盤強化促進法に基づく各種承認申請に併せて、書類審査及び現地確認をした上で許可または県へ進達を行います。また、本年度は総会時の現地確認と併せて7回の農地パトロールを行うと共に、各地区ごとに委員による見回りを随時行い、違反転用等の発見に努めました。今後も引き続き総会時の現地確認と併せて各地区についても随時パトロールを実施し、農地の適正利用の指導を行います。

3 遊休農地の把握と解消

今年度、町内全域に存在する遊休農地及び不耕作地の状況を把握するため、農業委員を担当地区ごとに割り振り現況調査を実施し、位置及び面積を把握しました。この結果、全体農地の約8.1%が遊休農地化されていることから、今後、県および町が策定する耕作放棄地解消指針に基づき、地区に応じた農地の分析を行い、遊休農地の解消に向けて検討していきます。

また、市町村マスタープランに基づき町が行う諸施策を実施するための資料として提供するとともに、町農林行政を指導助言していきます。